

船舶事故調査報告書

平成28年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成28年4月30日 11時00分ごろ
発生場所	佐賀県伊万里市波多津漁港北西方沖 波多津港西防波堤灯台から真方位329° 1,600m付近 (概位 北緯33° 23.3′ 東経129° 51.4′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、西進中、転覆した。
事故調査の経過	平成28年5月9日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、長さ2.50m
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、操縦者及び知人1人（以下「同乗者」という。）が乗り、同乗者が船首右舷側に腰を掛け、操縦者が船尾部の座席の左舷側で腰を掛けて船外機を操作しながら航行中、同乗者が船首左舷側に移動した際に船体が左舷側に傾き、転覆した。
分析	本船は、同乗者が、右舷側から左舷側に移動して船体の重心が左舷側に偏ったことから、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、同乗者が、右舷側から左舷側に移動して船体の重心が左舷側に偏ったため、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ミニボートは、船体の幅が狭く傾きやすいので、片舷に重量が寄らないようにし、また、特に船内での横移動を避けること。